

相談したい時は…

成年後見制度を利用したいので、内容を詳しく知りたい。

成年後見制度はどんな時に使うのか知りたい。

障がいのある子の親亡き後のことが心配。



一般相談

▶センター職員による成年後見制度に関する一般相談

受付：月曜日～金曜日（土日祝日・年末年始は休み）
場所：印西市総合福祉センター
※予約制ではありませんがまずはお電話ください。
※出張相談もできます。

専門相談

▶弁護士・司法書士による専門相談

※事前予約制になりますのでお電話ください。
※開催日等については以下参照

日程	時間	会場
2023年5月30日(火)	13:30～15:30	総合福祉センター
6月27日(火)	〃	中央駅前地域交流館
7月25日(火)	〃	総合福祉センター
8月22日(火)	〃	ふれあいセンターいんば
9月26日(火)	〃	総合福祉センター
10月24日(火)	〃	ふれあい文化館
11月28日(火)	〃	総合福祉センター
12月26日(火)	〃	サザンプラザ
2024年1月23日(火)	〃	総合福祉センター
2月27日(火)	〃	牧の原地域交流センター
3月19日(火)	〃	総合福祉センター

こんな相談もお受けしています！

成年後見制度の利用対象とならない方の中で、高齢者や障がい者の方などに定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理等をお手伝いする事業（日常生活自立支援事業）のご相談も可能です。

印西市成年後見支援センター (印西市社会福祉協議会内)

TEL：0476-42-0294

FAX：0476-42-0338

開所時間：8時30分～17時15分
(土日祝日・年末年始は休み)

総合福祉センターまでのアクセス



※電話や窓口で対応するほか、センターに来所することが難しい場合は、ご自宅等へ訪問するなどして出張相談もお受けしますのでご相談ください。

〒270-1325 印西市竹袋614-9 総合福祉センター内
<印西社協HP>

TEL 0476-42-0294

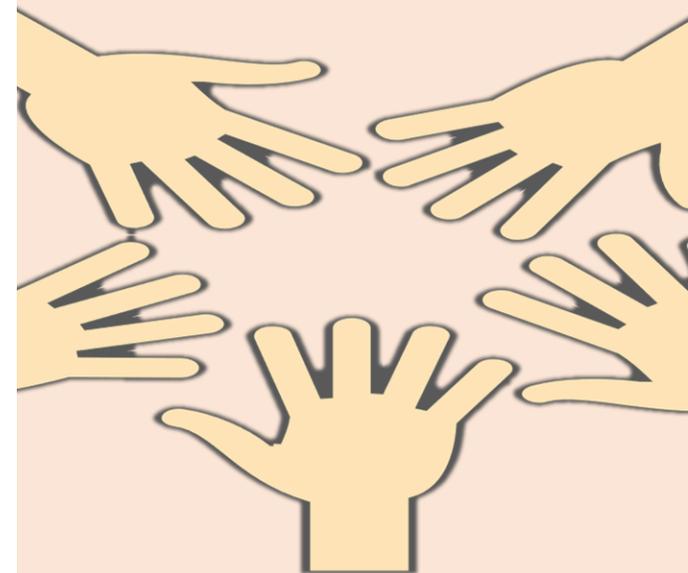
FAX 0476-42-0338

HP <http://www.inzaishakyo.jp>

e-mail info@inzaishakyo.jp



印西市成年後見 支援センター



社会福祉法人
印西市社会福祉協議会

印西市成年後見支援センターってどんなところ？

印西市成年後見支援センターは、成年後見制度に関する相談、周知・啓発、市民後見人の養成を通して、成年後見制度の利用の促進を図ることを目的としています。印西市から委託を受け、社会福祉法人印西市社会福祉協議会が運営しています。



センターの事業案内

●相談・申立て支援

- 1) 成年後見制度に関する相談
- 2) 制度利用に関する専門相談（※要予約）
- 3) 法定後見制度を利用する際の申立て支援を行います。

●周知・啓発

地域住民の方々や福祉関係者等の理解促進を目的とした講座やセンター職員による出前講座を開催するなど情報提供の充実を行います。

●市民後見人の養成・支援

親族でも専門職でもない後見人として「市民後見人」の養成と活動の支援を行います。

●関係機関との連携

ご相談内容に応じて、日常生活自立支援事業などの事業を活用したり、地域の関係機関との連携によって権利擁護支援が必要な方の早期発見、早期対応を行います。

成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、ご本人を支援する制度です。

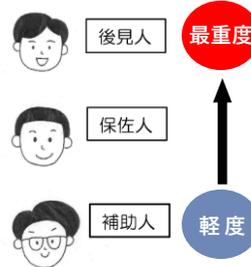
成年後見制度の種類

成年後見人制度には、すでに判断能力が低下している場合に利用する「**法定後見制度**」と、判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく「**任意後見制度**」の2つの制度があります。

「法定後見制度」

ご本人の判断能力が不十分になった後、成年後見人等が選ばれ、ご本人を支援する制度です。また、法人後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など、本人の状況に応じた支援を受けることが出来るようになっていきます。

- ①**後見**→判断能力欠く状態
・日常の買い物も1人では難しい
・家族の名前もわからない
- ②**保佐**→判断能力が著しく不十分な状態
・日常の買い物は1人で可能
・重要な財産の管理は1人では難しい
- ③**補助**→判断能力が不十分な状態
・財産管理を1人でできるかもしれないが不安がある



「任意後見制度」

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、その手続きや費用については、最寄りの公証役場におたずねください。

成年後見制度を利用するとどうなるの？

成年後見人等が、本人の生活・医療・介護・福祉など、ご本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を支援します。具体的には、ご本人の不動産や預貯金などの財産を管理したり、ご本人の希望や体の状態、生活の様子等を考慮して、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう、介護契約を結んだり医療費の支払い代行を行ったりします。

成年後見制度を利用したい時は、どうすればいいの？

法定後見制度を利用したい場合は、家庭裁判所に申立てを行う必要があります。また、申立てができる方は法律で定められており、申立ての際には様々な書類を用意する必要があります。

印西市成年後見支援センターでは、ご本人やご家族の成年後見制度申立ての支援も行っておりますので、まずはお気軽にご相談ください。

制度の利用を考えるきっかけとして、たとえば、こんなケースがあります。

銀行の手続き

認知症の親のお金が下ろせない...



認知症などにより判断能力が十分でない方の場合は、定期預金等の解約だけではなく、高額の振り込みなど金融機関での手続きが必要になった時、法定後見制度の利用が求められます。

金銭管理

なんでお金がないんだろ...これじゃ支払いが出来ない。1人じゃ管理出来ないよ。



判断能力が十分でない方は、金銭トラブルに巻き込まれる恐れがあります。また、サービスの利用手続きが困難になり、月々の支払いが遅れることも...。法定後見制度を利用して、支援を受けることも出来ます。

将来への不安

不安だなあ...



人はいつ認知症等になって判断能力が低下するかわかりません。安心した老後を迎えるために、任意後見制度を賢く利用するというのも一つの手段です。

まずは、お気軽にお電話ください！

印西市成年後見支援センター

☎：0476-42-0294

